

平川市地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は平川市地域公共交通協議会が発注する「平川市地域公共交通計画策定業務」の受託者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

- (1) 業務名 平川市地域公共交通計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「平川市地域公共交通計画策定業務仕様書」による。
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- (4) 業務委託期間 契約締結日から令和3年3月29日まで
- (5) 提案限度価格 9,405,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール

項目	日程
募集開始	令和2年7月 1日（水）
参加申請書提出	令和2年7月 1日（水）～7月 9日（木）
業務提案書に関する質問受付期間	令和2年7月 1日（水）～7月 9日（木）
業務提案書に関する質問回答日	令和2年7月10日（金）
業務提案書提出	令和2年7月 1日（水）～7月16日（木）
プロポーザル審査会による審査	令和2年7月21日（火）
最優秀提案者の決定	令和2年7月22日（水）
契約締結	令和2年7月31日（金）

※上記日程は変更する必要があるため、変更する場合はプロポーザル参加者全員に通知する。

4 参加資格

本プロポーザルの参加者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者
- (2) 平川市の令和2年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 参加申請書提出の日から業務提案書提出の日までの期間において、平川市および他都道府県または他市町村の指名停止期間となっていない者。
- (4) 県内に本社、支社又は営業所などの営業拠点を有する者。
- (5) 過去3年間に於いて、国や地方公共団体（市町村が主体となる協議会を含む）

が発注した同種業務の受注実績があること。

5 参加申請書の提出手順

(1) 参加申込書の提出

- ①提出書類 (様式第1号) 参加申請書
(様式第2号) 会社概要等
(様式第3号) 企業の元請実績
- ②提出先 平川市地域公共交通協議会事務局
(平川市役所企画財政部企画財政課内)
- ③提出方法 持参または郵送
(持参の場合は土日祝の閉庁日を除く9時から17時まで)
- ④提出期限 令和2年7月9日(木)
- ⑤提出部数 各1部

(2) 質問書の提出および回答

- ①提出書類 (様式第4号) 質問書
- ②提出先 平川市地域公共交通協議会事務局
(平川市役所企画財政部企画財政課内)
- ③提出方法 電子メールまたはFAX
- ④提出期限 令和2年7月1日(水)から7月9日(木)まで
- ⑤回答方法 令和2年7月10日(金)までに電子メールで回答します。

(3) 業務提案書受付期間

- ①提出書類 ア (様式第5号) 業務提案書提出書
イ (任意様式) 積算内訳のわかる見積書
ウ (任意様式) 業務工程表
- ②提出先 平川市地域公共交通協議会事務局
(平川市役所企画財政部企画財政課内)
- ③提出方法 持参または郵送
(持参の場合は土日祝の閉庁日を除く9時から17時まで)
- ④提出期限 令和2年7月16日(木)午後5時 必着
- ⑤提出部数 各11部

(4) 参加の辞退

本プロポーザルに関して参加申請書を提出した者については、業務提案書の提出期限前であれば、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

①提出書類 (様式第6号) 辞退届

②受付期間 参加申請書提出日から令和2年7月16日(木)まで

6 事業者の選定

(1) プレゼンテーション

①開催日 令和2年7月21日(火) ※予定

②開催場所 平川市役所本庁舎4階 第4会議室
(平川市柏木町藤山25番地6)

③実施内容

ア 1事業者あたり提案書の説明を40分以内、質疑応答10分以内の計50分(準備時間は含めない)を予定する。

イ 説明は提案書の要点を簡潔にまとめたものとし、追加資料の配布は認めない。

ウ プレゼンテーションに必要な機器および通信回線等は提案者で用意すること。その際スクリーン、プロジェクターが必要な場合は事前に連絡すること。

(2) 選定方法

①審査委員会の設置

業務の履行に最も適した受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査委員会を設置する。

②参加者が1者の場合

審査において、各審査委員の合計点の平均が60点以上であれば、その提案者を契約候補者として決定する。

③業務提案書審査

参加資格の確認がされた者から提出された企画提案書の内容、過去の実績、見積額等に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、平川市地域公共交通計画策定業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が別紙「評価基準」に基づき評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を受託候補者として選定する。

なお、最高評価の者が複数となった場合は、選定委員会の協議により順位を決定し、受託候補者として選定する。

(3) 選定結果

選定結果は、すべての提案者に対して書面で通知する。

なお、各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立て

は受理しない。

(4) その他

審査委員会での選考は非公開とする。

(5) 仕様協議

受託候補者と平川市の間で、契約を締結するための仕様書等の協議を行い、契約内容を確定する。

(6) 契約の締結

①受託候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とするが、上記協議により必要な範囲内において業務提案書の項目の変更・追加・削除を行い、契約する。

②受託候補者に選定された者が契約を辞退した場合、詳細な協議が整わなかった場合または失格に該当することが判明した場合は、受託候補次点者と同様の手続きを行うものとする。

7 留意事項

(1) 提出書類の取扱い

参加申請書、業務提案書等提出された書類は返却しない。

また、提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。

(2) 提案時に提供する書類の取扱い

提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、応募者は応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 情報公開

平川市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、当該提供者の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについて、開示する場合がある。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、提案者および受託候補者の資格を取り消すものとする。

(1) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 見積書が委託金額の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

9 プロポーザル実施事務局（書類提出先）

平川市地域公共交通協議会事務局 担当：佐藤

（平川市企画財政部企画財政課内）

〒036-0104

青森県平川市柏木町藤山25番地6

TEL : 0172-44-1111（内線1434）

FAX : 0172-44-8619

MAIL : kikaku@city.hirakawa.lg.jp

(別紙)

評価基準

評価項目	評価内容	配点
業務実績および 業務実施体制	本業務と同種または類似の業務の受託実績は豊富か。	10
	本業務を遂行するに十分な体制が確保されているか。	10
業務の実施方針	本業務の趣旨を理解し、具体的かつ実効性のある提案がなされているか。	15
計画案の検討	①各種調査分析結果等を計画案へ反映する考え方は妥当か。 ②平川市の公共交通に関する課題を踏まえた具体的で実現性のある提案がなされているか。	15
追加提案	仕様書の内容に加え、有益な独自の追加提案があるか。	10
業務支援	平川市地域公共交通協議会の開催支援、業務支援等に関して有益な提案がなされているか。	10
業務工程表	業務工程、スケジュールについて、適切な提案がなされているか。	10
プレゼンテーション	提案内容の説明、質疑応答において説得力のある説明かつ実現可能な提案であるか。	10
価格評価	見積価格は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか。	10
計		100